

「ふれ愛商品券」を使用できるお店一覧

使用できるお店は随時更新しています。実際に商品券をお使いになる時、変更になっている場合がございます。あらかじめご了承下さい。

(順不同 令和8年3月 9日現在 112店)

● 物販
● サービス
● 飲食

※『ふれ愛商品券』には有効期限はありません。

◆南蛇井

●新富鮨

飲食店

◆田島

●松竹飯店

飲食店

◆一ノ宮

●(有)瀬間設備工業
●和菓子匠 みさきや
●鈴木屋
●(有)玉屋商店

水まわり・リフォーム
和菓子
衣料品
ガソリンスタンド

◆高瀬

●旬の膳 白嘉賀
●だん家

飲食店
飲食店

◆岡本

●酒伴 佐々木製菓

酒類・菓子他食品

◆内匠

●欧風菓子工房ムーラン
●(有)田島屋 (まゆこもり)
●藤乃屋
●井戸沢電機(株)

洋菓子
和菓子
飲食店
家電製品

◆黒岩

●たちばな源氏庵

飲食店

◆高尾

●いずみ寿し

飲食店

◆藤木

●(有)リオ

オーダーカーテン

◆七日市

●菓匠 星野
●(有)きりぶち茶店
●小嶋屋
●ヘアールーム髪かざり
●ピストロ ユジェーヌ
●小出石油

和菓子
お茶・その他食品
和菓子
理美容
飲食店
ガソリンスタンド

◆妙義

●古民家カフェ 桑庵
●珈琲焙煎所 月とゆふづつ

飲食店
コーヒー豆

◆富岡/小沢・北バイパス

●(有)ワイズスポーツ
●かつ庄
●神宮商店
●田島屋(ひとくちそば)
●つばみや
●リトル ペア

スポーツ用品
飲食店
米・その他食品
飲食店
衣料品
ベビー・こども用品

◆富岡/城町

●東貳
●かつら
●スナック 141
●はや味
●田島屋
●絹のヒロイン
●絹工房 製糸場前店
●やまじん

飲食店
飲食店
飲食店
飲食店
和菓子
絹石鹸・絹ブラシ・豚まん
ジェラート
シルク製品
雑貨・桑茶

◆富岡/駅前

●(有)野中時計店
●(有)堀田屋商店
●おかつて市場

時計・貴金属
米・その他食品
青果・食品・雑貨

◆宮本町

●(有)朝日屋
●●アトリエ
●(有)いりやま
●靴のオカダ
●(株)花の彩華
●ブティック パピヨン
●バルやまき
●お茶のまるいち園本店
●(有)茂木荒物店
●(有)茂木呉服店
●(株)横山
●吉村時計店
●Harmonia(はるもにあ)

仏具・雑貨
冬季・人形/夏季・軽食
衣料品・雑貨
靴・バッグ等
花
衣料品
化粧品・雑貨
お茶・その他食品
日用品・雑貨
衣料品・寝具
陶器他・ギフト
時計・貴金属
インテリア・雑貨

◆富岡/上町

●うえはら陶器店
●キリンヤ洋品店
●かさばら
●コトブキヤ
●インテリアハルタ
●MARUTOMI
●(有)山田書店
●坂本家具
●アミヤ薬局

陶器他・ギフト
衣料品
靴・ダンス用品・衣料品
衣料品
インテリア
衣料品
書籍
家具
医薬品・化粧品

◆富岡/銀座・西銀座

●居酒屋 越山
●岡重肉店
●花見せんべい
●プロヴァンス
●本田ふとん店
●(有)シダスポーツ
●(有)吉田七味店

飲食店
精肉・惣菜
菓子・お茶
花
寝具
スポーツ用品
唐辛子専門店

◆富岡/仲町

●(有)植村商店
●(有)扇屋菓子舗
●●大塚水産
●大塚屋
●大村支店
●おもちゃのストウ
●(有)木田書店
●小出医薬品卸販売(株)
●第一繊維(株)
●鶴田商店
●松島米店
●(株)武藤電気商会
●くらさん家
●かわら屋

米・その他食品
和洋菓子
鮮魚・お食事
惣菜
飲食店
おもちゃ
書籍
医薬品・漢方
衣料品
青果・惣菜他食品
米・その他食品
電化製品
焼き菓子
飲食店

◆富岡/瀬下

●木の実
●割烹 山石
●靴のトミイ
●(有)タカネン
●フラワー&ますや

洋菓子
飲食店
靴
ガス周辺設備
衣料品・雑貨

《甘楽富岡美容組合》

◆富岡市

●久美子のパーマ屋
●サイトウ美容室
●シャトレ37
●しゃぼん玉美容室
●杉山美容室
●砂原美容室
●チャーム美容室
●トモ美容室
●中村美容室
●ビューティサロン北川
●美容室シュウ
●ヘアーモードビューティー美容室
●ヘアーメイク Tomo
●みその美容室
●やのま美容室

◆甘楽郡

●カットスタジオ T.WAVE
●かとう美容室
●みえ美容院
●美容室髪切虫
●美容室フィオレ
●美容室ヤジマセクト
●プリュ ベル美容室
●マーガレット美容室

ふれ愛商品券の利用者保護措置について

利用者資金の保全方法

◎資金決済法 14条1項の規定の趣旨：
前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられております。
◎資金決済法 31条1項に規定する権利の内容：
万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
◎発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：
当組合の利用者資金の保全方法は次のとおりです。
・金銭による供託

無権限取引*により発生した損失の補償等の対応方針

*利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。
当組合は、ふれ愛商品券の盗難、紛失、改ざん等により、利用者に生じた損失について、その責任を負わないものとします。



富岡市商店街サービス事業協同組合

～ふれ愛カード会～

富岡市富岡 1 1 4 3 番地
TEL/FAX 0274-62-0715